

平成23年(行カ)第17号、第18号

第二次泡瀬干潟埋立公金支出差止請求事件

原 告 前 川 盛 治 外274名

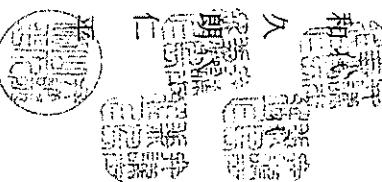
被 告 沖 縄 県 知 事 外1名

被告準備書面(14)

平成24年12月14日

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士	宮 里 啓
被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士	宮 崎 政 久
同 訴 訟 復 代 理 人 弁 護 士	伊 東 幸 太
被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士	兼 島 雅 仁
同 訴 訟 復 代 理 人 弁 護 士	山 下 裕



(原告準備書面(15)に対する認否・反論)

1 原告準備書面(15)1(原告準備書面(1)における主張の要約)について

(1) 同(1)ないし同(3)について

原告の主張があつたことは認める。

(2) 同(4)について

争う。

事業者の対応は、環境影響評価書に記載の内容に違背するものではな

い。

(3) 同(5)について

否認する。

「環境保全に關し講じる措置を記載した図書」において、「工事中に天然記念物指定種や「レッドデータブック」、「レッドリスト」等の掲載種、その他貴重種・重要種に相当する種で、環境影響評価書や環境監視調査結果等に記載されていない動植物が埋立工事の施行区域内もしくはその近傍で確認された場合には、関係機関へ報告するとともに、十分調整を図り、その保全に必要な措置を適切に講じる。」こととしている（甲 A 6〔4－3頁〕）。

(4) 同(6)について

知事意見の提出については認める。

ただし、本意見書は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書に対する知事意見であり、本件埋立事業との関連性は認められない。

2 同 2（被告沖縄県知事準備書面(2)及び被告沖縄市長準備書面(3)の主張の要約）について

準備書面で記述したことは認める。

3 同 3（原告の再反論その1）について

(1) 同(1)について

争う。

「環境保全に關し講じる措置を記載した図書」では、藻場、干潟、サンゴ、注目種（コアジサシ、シギチドリ類、イボウミニア、トカゲハゼ、クビレミドロ）の他、陸上動物、陸上植物、海生生物についても、調査、予測及び評価を行っている（甲 A 6〔2－57頁から2－90頁等〕）。

また、「工事中に天然記念物指定種や「レッドデータブック」、「レッドリスト」等の掲載種、その他貴重種・重要種に相当する種で、環境影響評価書や環境監視調査結果等に記載されていない動植物が埋立工事

の施行区域内もしくはその近傍で確認された場合には、関係機関へ報告するとともに、十分調整を図り、その保全に必要な措置を適切に講じる。」こととしている（甲A 6 [4-3頁]）。

(2) 同(2)について

争う。

「環境保全に關し講じる措置を記載した図書」（甲A 6）において、変更後の計画が周辺環境に与える影響について予測・評価を行い、環境保全対策や監視計画についても記載している。

(3) 同(3)について

委員の発言があったことは、認める。

(4) 同(3)について

争う。

新種等への対応については、「環境保全に關し講じる措置を記載した図書」において「④貴重な動植物への配慮」として記載している（甲A 6 [4-3頁]）

4 同4（原告の再反論その2）について

(1) 同(1)ア及びイについて
認める。

(2) 同(2)について

ア 同ア及びイについて
争う。

甲C 7 2は、環境影響評価書の事業者見解を踏襲している。

イ 同ウについて

(ア) 同(ア)について

甲C 7 2の記載内容については認め、その余は否認する。

ヌバタママクラ、ウスカガミ、ホソズングリアゲマキガイ、Gari

sp. 及びゴイシザラは、埋立予定地外においても確認されており、
埋立予定地内にのみ確認されている貝類6種に含まれていない。

(イ) 同(イ)及び(ウ)について
認める。

ウ 同エ及びオについて
争う。

甲C72は、環境影響評価書の事業者見解を踏襲している。

エ 同カについて

委員の発言については認め、原告の主張については争う。
事業者の考え方は、委員意見を踏まえた内容になっている。

(3) 同(3)について
争う。

甲C72は、環境影響評価書の事業者見解を踏襲している。

5 同5(原告の再反論その3)について

辺野古と泡瀬干潟が沖縄県内にあることについては認める。

しかし、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書に対する
知事意見と本件埋立事業との関連性は認められない。

6 同6(原告の再反論その4)について

(1) 同(1)について
争う。

甲C72は、環境影響評価書の事業者見解を踏襲している。

(2) 同(2)について

ア 同アについて

要請があったことは認める。

イ 同イ、ウ及びエについて

「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（動物編）」（甲C

7 2) {は、環境影響評価書の事業者見解を踏襲している。

ウ 同オについて

新聞報道については認め、原告の主張については争う。

事業者としての新種・貴重種等の保全の考え方は、環境影響評価書で示した事業者の見解等のとおりである。

(3) 同(3)について

争う。

事業者としての新種・貴重種等の保全の考え方は、環境影響評価書で示した事業者の見解等のとおりである。

7 同 7 (原告の再反論その4)について

(1) 同(1)について

事業者の調査で、ザンノナミダは確認しておらず、ヒメメナガオサガニは確認していることについては認める。

(2) 同(2)について

コバモクが甲C 6 8 に記載されていることについては認める。
ただし、事業者の絶滅危惧種に対する意識との関連性はない。

(3) 同(3)について

不知。

(4) 同(4)について

学会で発表されていることについては認める。

(5) 同(5)について

不知。

(6) 同(6)について

不知。

8 同 8 (原告準備書面(1)での個別の種の再整理)について

(1) 同(1)について

委員会資料（甲C34）のうち、原告が表に示す種が、環境影響評価書に未記載であることは認める。

(2) 同(2)について

一部漏れがあるものの、委員会資料（甲C35）のうち、原告が表に示す種が、環境影響評価書に未記載であることは認める。

(3) 同(3)について

事業者が確認していない種については、発見場所等について不知。

(4) 同(4)について

否認する。

発見場所等については、事業者が確認した事実と異なるものがある。また、「事業者の措置（調査結果）」で「保全措置なし」とあるのは誤認である。

9 同9（個別の種についての反論等）について
個別の種について、これまで主張してきたとおり、事業者として適切な措置を講じている。

10 同10（まとめ）について

争う。

以上述べたとおり、「環境保全に關し講じる措置を記載した図書」は、環境保全措置を記載しており、公有水面埋立法4条1項2号の「その埋立が環境保全につき十分配慮せられたるものなること」の要件を満たしている。

以上